

一斉点検により把握された問題等と その対応

最低賃金に関する実態調査に関する報告

令和元年6月20日

厚生労働省

1. 最低賃金に関する実態調査の概要

最低賃金に関する実態調査の目的

【調査の目的・概要】

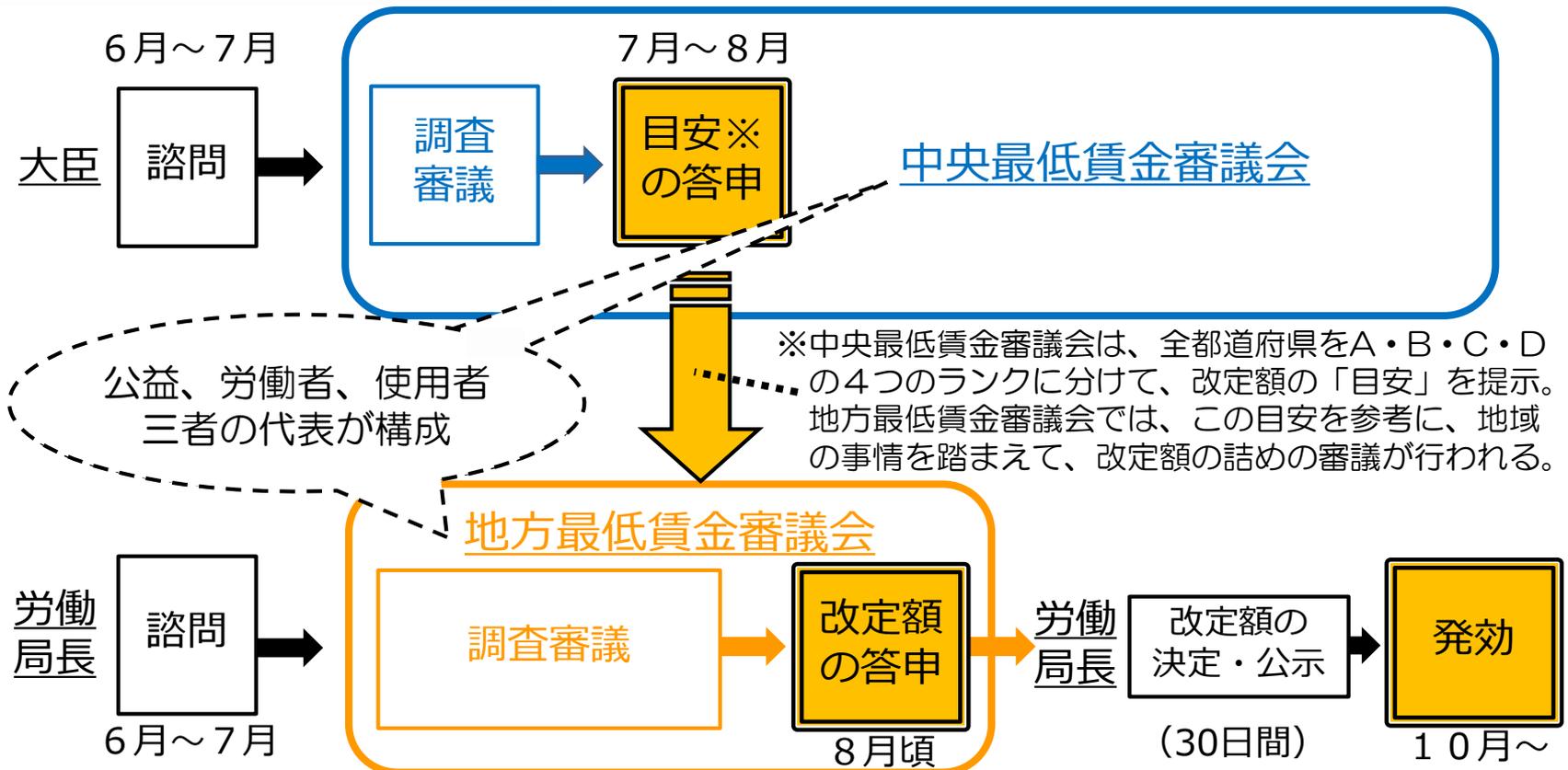
最低賃金に関する実態調査は、「賃金改定状況調査」と「最低賃金に関する基礎調査」の2つの調査から構成され、最低賃金審議会（中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会）における最低賃金の決定等の審議の参考とするため、中小零細企業の労働者について賃金の引上げ・引下げ状況等を調査するもの。

※最低賃金は、①労働者の賃金、②生計費、③企業の支払能力や、時々々の事情を総合的に勘案し、最低賃金審議会で審議の上、厚生労働省が決定。

<最低賃金審議会で議論の参考としている各種指標>

名目GDP、完全失業者数・完全失業率、有効求人倍率、消費者物価指数、賃金・労働時間指数の推移、春闘結果、夏期賞与・一時金妥結状況、未満率・影響率の推移、日銀短観による業況判断、中小企業景況調査による業況判断、法人企業統計の労働生産性、[最低賃金に関する実態調査結果](#)、県民所得、標準生計費など

(地域別最低賃金額の改正決定の手順)



平成30年 最低賃金に関する実態調査の概要

○調査の対象地域

【賃金改定状況調査】

都道府県庁所在都市及び都道府県ごとに原則として人口5万人未満の市より選定した1又は複数の市(以下「地方小都市」という。)の区域

【最低賃金に関する基礎調査】

県内全域

○集計事業所及び集計労働者数

【賃金改定状況調査】

6月1日現在の常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から抽出した約20,000事業所へ調査票を発送し、回収した約4,000事業所を集計

集計事業所数	約 4,000事業所
うち、都道府県庁所在都市	約 3,000事業所
地方小都市	約 1,000事業所

集計労働者数 約33,000人

【最低賃金に関する基礎調査】

6月1日現在の常用労働者数が30人未満(一部産業は100人未満)の民営事業所から抽出した約100,000事業所へ調査票を発送し、回収した約43,000事業所を集計

○調査内容

- ・事業所の事業の内容、労働者数等
- ・労働者の性別、就業形態、年齢、勤続年数、6月の所定内賃金額等

○調査事業所数の割合

【賃金改定状況調査】

- ・産業別

選定する集計事業所の各産業間の割合は、おおむね、製造業:卸売業, 小売業:宿泊業, 飲食サービス業:医療, 福祉:その他のサービス業_(※)=6:3:1:1:2としている。

なお、地方小都市の区域においては製造業のみを集計事業所とし、県庁所在都市の製造業との割合が1:1となるようにしている。

※ その他のサービス業とは、学術研究, 専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)を合わせたもの。

- ・事業所規模別

各規模間の割合は、おおむね以下のとおりである。

	1~9人	10~29人
製 造 業	2 : 1	
製 造 業 以 外	3 : 1	

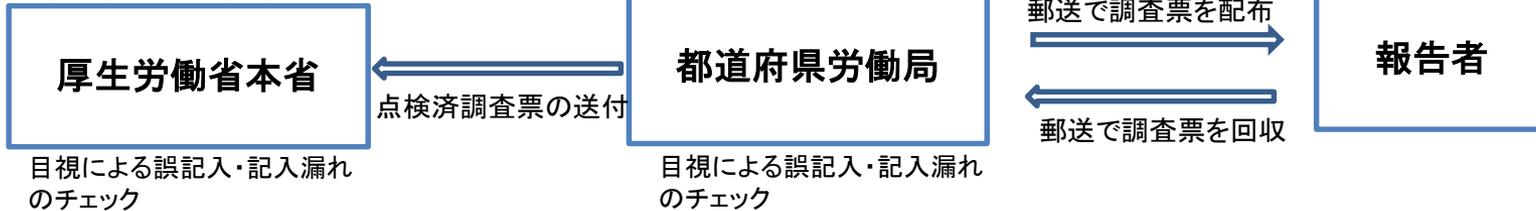
【最低賃金に関する基礎調査】

各都道府県労働局において、産業別、規模別の割合を設定

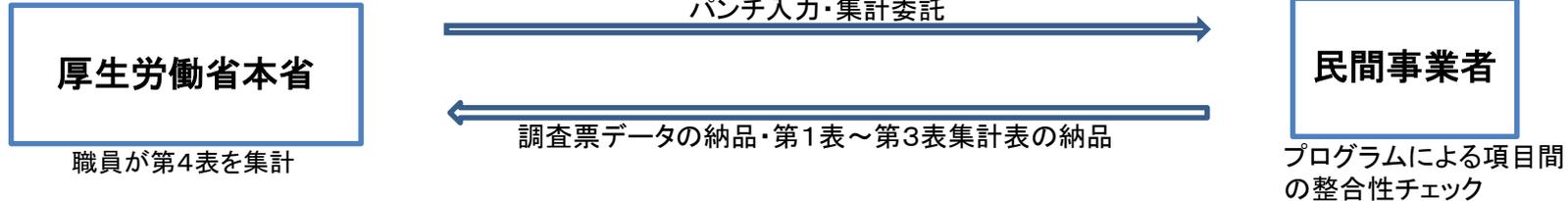
平成30年 最低賃金に関する実態調査の実施体制

【賃金改定状況調査】

○調査票の配布・回収



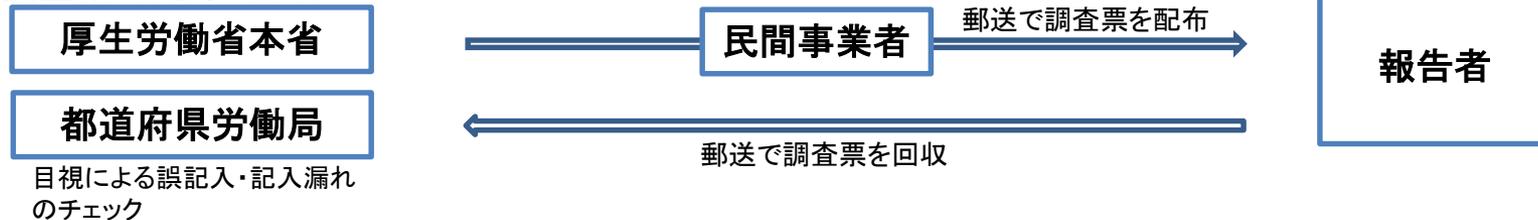
○集計



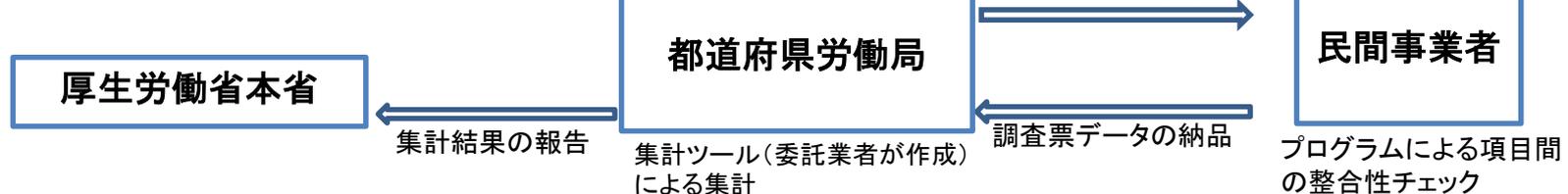
○公表・活用 中央最低賃金審議会に提出し、最低賃金の目安を議論するにあたっての参考資料として利用あわせて、ホームページに調査結果を掲載

【最低賃金に関する基礎調査】

○調査票の配布・回収



○集計



○公表・活用 地方最低賃金審議会に提出し、地域別最低賃金改定額の議論にあたっての参考資料として利用

2. 一斉点検により把握された問題等 とその対応

一斉点検により把握された問題

課題	説明
<p>①【復元集計について】 賃金改定状況調査の一部の集計表について復元集計を実施していなかった</p>	<p>P.7 ～ P.8</p>
<p>②【その他計画とおりに実施されていなかった事項】 承認されていた調査計画(計)と平成30年の調査実務(実)とに齟齬があった</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告を求める者の数(賃金改定状況調査) (計)約10,000 ⇒(実)約20,000 ・母集団情報(賃金改定状況調査、最低賃金に関する基礎調査) (計)平成18年事業所・企業統計調査 ⇒(実)平成26年経済センサス ・調査の実施期間(賃金改定状況調査、最低賃金に関する基礎調査) (計)5月上旬～6月中旬 ⇒(実)5月上旬～6月上旬(賃金改定状況調査) (計)5月上旬～7月中旬 ⇒(実)5月上旬～6月上旬(最低賃金に関する基礎調査) ・調査組織(賃金改定状況調査) (計)労働基準監督署を経由する ⇒(実)経由せず ・公表(最低賃金に関する基礎調査) (計)調査結果はホームページ等で公表 ⇒(実)地方最低賃金審議会に資料として調査結果を提出するのみ 	<p>P.9 ～ P.10</p>

①【復元集計について】

○事案概要

賃金改定状況調査の統計表は第1表から第4表までであるが、このうち第1表から第3表について復元集計を実施していなかった。

		各統計表の内容	最低賃金審議会での利用状況
労働者の賃金の引上げに係るデータ (復元実施)	第4表	労働者の賃金上昇率	中央最低賃金審議会において、 <u>具体的に集計結果にも言及した上で議論する等活用。</u> 【参考】平成30年度中央最低賃金審議会答申 公益委員見解(抄) 「今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標が全般的に上昇していること～(中略)様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。」
賃金改定を巡る周縁的データ (復元未実施)	第1表	賃金の引上げ・引下げを行った事業所の割合	中央最低賃金審議会において、 <u>事業所の賃金改定動向の大局観を把握するための参考情報という位置づけ。</u>
	第2表	賃金を上げた事業所の平均賃金引上げ率、賃金を下げた事業所の平均賃金引下げ率	
	第3表	賃金を上げた事業所の賃金引上げ率の分位値	

○原因 ①調査スケジュールが非常にタイトであること

限られた時間の中で集計結果をまとめ、最低賃金審議会での審議が円滑に行われるように、第4表については、審議における重要性が比較的高いものとして復元処理を行った上で集計する一方、第1表から第3表については、集計に係る事務負担を軽減する観点から復元処理をしないという取扱いがなされていたと考えられる。

②調査結果の精度向上の必要性について認識が不十分であったこと

調査結果の精度向上の必要性について十分に意識せず、調査の継続性を重視してきた結果、第1表から第3表について復元処理をしない取扱いが継続されてきたと考えられる。

①【復元集計について】

○対応

平成30年調査について、復元を行った集計値を公表済。令和元年以降の調査では、第1表から第3表についても復元を行った集計値を公表する。

また、集計作業にあたっては、適切に作業が行われているか複数職員による確認を必ず行うこととする。

○第1表から第3表の主な集計項目の復元集計値

	①実数集計	②復元集計	②-①
第1表 賃金引上げ事業所割合	44.8%	43.9%	△0.9
第2表 平均賃金改定率	1.2%	1.2%	±0.0
第3表 賃金引上げ率中位数	2.1%	2.0%	△0.1

※集計項目はいずれも産業計・ランク計。その他の集計項目の集計値は「令和元年5月14日中央最低賃金審議会資料」参照。

○復元方法

都道府県（47都道府県）、産業（6産業）、事業所規模（2区分）ごとに、（母集団事業所数）÷（集計事業所数）を復元倍率とし、各事業所データに復元倍率を乗じた上で集計。

（例）第1表の産業計・ランク計の「1～6月に賃金引上げを実施した事業所」の割合

・復元しない実数集計 ・復元集計

$$r = \frac{\sum_{i,j,k} x_{ijk}}{\sum_{i,j,k} n_{ijk}} \quad \hat{r} = \frac{\sum_{i,j,k} \frac{N_{ijk}}{n_{ijk}} x_{ijk}}{\sum_{i,j,k} \frac{N_{ijk}}{n_{ijk}} n_{ijk}}$$

x_{ijk} : i都道府県、j産業、k事業所規模の、1～6月に賃金引上げを実施した事業所数
 n_{ijk} : i都道府県、j産業、k事業所規模の、集計事業所数
 N_{ijk} : i都道府県、j産業、k事業所規模の、母集団事業所数

○影響

最低賃金は本調査のほか様々なデータ、要素を総合的に勘案して最低賃金審議会において審議し、決定及び改正等がなされていることから、最低賃金の水準に影響はない（令和元年5月14日中央最低賃金審議会においてもその点は了承されている。）。

○事案概要

賃金改定状況調査において、報告を求める者の数が、承認されていた調査計画(約10,000)と調査実務(約20,000)とにおいて齟齬があった。

○原因

「特定の比率」(調査の概要の「調査事業所数の割合」)での集計事業所数を確保するため、報告を求める者の数を増やしていたが、調査計画の変更手続きが必要であるとの認識を欠いていた。

○対応

調査計画を調査実務に合わせつつ、回答者負担を軽減する観点から、報告を求める者の数を約16,000に変更し、調査計画に基づき調査票を発送。

また、「特定の比率」での集計事業所の選定については、

- ・令和元年調査において

調査対象事業所を「特定の比率」で抽出して調査票を発送し、集計期限までに回収できた調査票をすべて集計する。

- ・翌年度以降の調査において

抽出にあたり「特定の比率」を用いることの妥当性についても、今年度の調査実施結果や、最低賃金審議会での議論を踏まえ検討を進める。

○事案概要

承認されていた調査計画(計)と平成30年の調査実務(実)とに齟齬があった。

- ・母集団情報(賃金改定状況調査、最低賃金に関する基礎調査)
(計)平成18年事業所・企業統計調査 ⇒(実)平成26年経済センサス
- ・調査の実施期間(賃金改定状況調査、最低賃金に関する基礎調査)
(計)5月上旬～6月中旬 ⇒(実)5月上旬～6月上旬 (賃金改定状況調査)
(計)5月上旬～7月中旬 ⇒(実)5月上旬～6月上旬 (最低賃金に関する基礎調査)
- ・調査組織(賃金改定状況調査)
(計)労働基準監督署を経由する ⇒(実)経由せず
- ・公表(最低賃金に関する基礎調査)
(計)調査結果はホームページ等で公表 ⇒(実)地方最低賃金審議会に資料として調査結果を提出するのみ

○原因

(公表以外について)

母集団情報として新しいものを使用する等、必要と考えられる調査実務の変更を行っていたが、計画の変更手続きが必要であるとの認識を欠いていた。

(公表について)

ホームページに調査結果を掲載する必要があるとの認識を欠いていた。

○対応

(公表以外について)

調査実務にあわせて調査計画を変更し、調査計画に基づく調査を実施。

(公表について)

平成30年及び本年以降の調査結果はe-statに掲載予定。

一斉点検以外で把握された課題に対する対応

事案の概要（調査計画の変更にあたり総務省から指摘された課題等）	対応
<p>【集計項目・集計データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●賃金改定状況調査、最低賃金に関する基礎調査 共通 <ul style="list-style-type: none"> ・調査項目のうち、集計・公表を行っていない項目（労働者の勤続年数等）の取扱いの検討 <ul style="list-style-type: none"> ←回答内容の確認の際に、項目間の整合性の確認（(例)労働者の勤務年数が1年未満であるのに、前年6月の賃金額に記載がないか）のみに使用していた項目がある ●賃金改定状況調査 <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象事業所を「特定の比率」で抽出することの妥当性の検討(p.9 再掲) 	<p>今年度の調査実施結果や、最低賃金審議会での議論を踏まえ検討を進める。</p>
<p>【集計方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●最低賃金に関する基礎調査 <ul style="list-style-type: none"> ・各地方最低賃金審議会において参照するデータについては、各審議会の議論の必要により集計方法が異なるもの（事業所数に基づく復元推計と労働者数に基づく復元推計）が使われている 	<p>e-statへの掲載に当たっては集計方法を統一して公表予定。</p>
<p>【調査票データの保存】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●賃金改定状況調査、最低賃金に関する基礎調査 共通 <ul style="list-style-type: none"> ・調査票データ（電磁的記録媒体）の保存期間を1年としていたが、都道府県労働局が集計する最低賃金に関する基礎調査の調査票データも含めて、厚生労働省本省で適切に保存すること <ul style="list-style-type: none"> ←平成22年に調査票データの保存期間を1年とした調査計画の承認を得た後の平成23年に、総務省から「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」で、電磁的方法で記録する調査票情報は「常用」または「無期限」とすることとされたが、適切に調査計画の変更が行われていなかった 	<p>令和元年の調査計画では、調査票データ（電磁的記録媒体）の保存期間を常用に変更。 なお、保存されていた平成30年の最低賃金に関する基礎調査については、e-statに公表予定。</p>